

令和5年第7回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月20日(木) 午後3時05分から午後3時40分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会 長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の選出 松田 力 植松 春雄
 - 第 2 会議書記の指名 川本局長、滝上推進員、清水野主事
 - 第 3 議案第21号 北竜町農業委員会会長の互選について
 - 第 4 議案第22号 北竜町農業委員会会長職務代理の互選について
 - 第 5 議席の指定について
 - 第 6 農政報告 参 与 續木課長
 - 第 7 会務報告 事務局 川本局長
 - 第 8 議事参与の制限 なし
 - 第 9 報告第8号 農用地利用集積計画の変更について
 - 第10 議案第23号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第11 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて
6. 農業委員会事務局職員
川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事
7. 参与
續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和5年第7回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全10名の委員が出席で、会議規則第6条により規程により会議が成立しております。(総会は過半数で成立する。)</p> <p>今総会は、任期満了後の最初に行われる総会で、農業委員会等に関する法律第27条第1項で町長が招集することになっており、町長が仮議長となり、総会の開会から会長選出まで議事の進行をしていただきます。</p>
仮議長(町長)	<p>これより令和5年 第7回農業委員会総会を開催します。</p> <p>日程第1 署名委員の選出について</p> <p>松田委員・植松委員の両名を指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	【異議無し】
仮議長(町長)	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、川本事務局長、滝上農地推進員、清水野主事を配置します。</p> <p>日程第3 議案第21号 北竜町農業委員会会長の互選について事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>議案第21号 北竜町農業委員会会長の互選について</p> <p>農業委員会等に関する法律第5条第2項の規程により北竜町農業委員会会長を互選されたい。</p> <p>令和5年7月20日 提出</p>
仮議長(町長)	会長選出は、互選と言うことですが、どのような方法で互選致しますか。
高田委員	<p>選考委員会で会長選出してはどうでしょうか。</p> <p>選考委員は、議長の指名で、第1地区(碧水・岩村・美葉牛・古作)、第2地区(板谷・西川)・第3地区(和・三谷・恵竜)で1名ずつ選んではいかがですが。</p>
仮議長(町長)	ほかに選出方法について、ご提案ありますか。

委 員

【意見無し】

仮議長（町長）

それでは、ご提案どおり、私から選考委員を選出します。

第1地区から植松委員、第2地区から澤田委員、第3地区から高田委員を選考委員に指名します。また、事務局から川本局長を加え選考を願うことで宜しいですか。

委 員

【異議無し】

仮議長（町長）

それでは、選考委員は別室で選考をお願いします。

ここで、一時休憩します。

《 別室へ移動 》

選考委員が戻りましたので再開します。

選考委員を代表しまして、高田委員から会長の選考者指名の発表をお願いします。

高田委員

選考委員会において、全員一致で善岡委員に会長を受けて頂きたいと決定しました。

仮議長（町長）

ここで委員の皆様にご確認します。選考委員会で選出された善岡委員を北竜町農業委員会会長として互選することに賛同される方は、拍手願います。

委 員

【拍手】

仮議長（町長）

全委員の賛同により、善岡委員が会長に選任されました。

新会長が選任されましたので、私は、ここで議長を退任いたします。

善岡会長から挨拶を頂きたいと存じます。

会 長（議長）

ただ今新しい農業委員会会長に選ばれました、善岡です。この中で、会長に選ばれる人は沢山いる中で私がやってくれということで、3年間頑張りたいと思います。また、水谷さん、北清さん、中村さん、農業委員会の

活動に大変ご尽力を頂きまして、大変ありがとうございました。私も微力ながら頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

事務局長

新会長が、議長となり議事進行を行います。
なお、町長と退任委員は退席します。

議長(会長)

それでは議事を再開します。
日程第4 議案22号 北竜町農業委員会職務代理の互選について
日程第5 議席番号の決定について
一括で事務局から説明願います。

事務局長

議案第22号 北竜町農業委員会会長職務代理の互選について
農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により北竜町農業委員会会長職務代理を互選されたい。
令和5年7月20日提出

北竜町農業委員会会長職務代理の互選ですが、慣例により、会長を選出した選考委員に新会長が加わり、会長職務代理を選考しております。

また、日程第5 議席番号の決定については、北竜町農業委員会会議規則の第7条で議席はあらかじめくじで定めとなっております。

また議長は、慣例により最終番号となっており、今回から委員定数が10名となりましたので、10番となります。他の9名の委員でくじを引いて、座席番号を決定したいと提案します。

議長

只今の事務局の提案についてお諮りします。
日程第4 議案22号については、選考委員に私も含めて選考することにご異議ありませんか。

委員

【異議無し】

議長

それでは、提案通り私を含め選考を行います。

日程第5 議席番号の決定についてはくじ引きで議席を決定することにご異議ございませんか。

委 員

【異議無し】

議 長

選考委員は部屋を出て先ほどの場所にお集まり下さい。
提案通り私を含め選考を行います。再開まで休憩願います。
《 別室で選考 》

戻りましたので再開します。

選考委員を代表しまして、高田委員から会長職務代理の選考者指名の発表をお願いします。

高田委員

選考委員会において、全員一致で松田委員に会長職務代理を受けて頂きたいと決定しました。

議 長

ここで委員の皆様にご確認します。選考委員会で選出された松田委員を北竜町農業委員会会長職務代理として賛同される方は、拍手願います。

委 員

【全員拍手】

議 長

全委員の賛同により、松田委員が会長職務代理に選任されました。
宜しく願います。

それでは、くじ引きで議席を決定します。
くじ引いて座席の移動をお願いします。

くじを引いて、10分間休憩します。

～ 10分間休憩 ～

議事を再開します。

日程第6 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。

参与（續木）

新たな事業はございませんが、7月22日からひまわりまつりが開催されます。インバウンドが戻ってくることを想定しております。混雑も想定されることから交通渋滞等の対策も行い、町民皆様にもご迷惑のないよう

に取り組んでいきたいと思っておりますので、お盆の時期のお墓参り等は時間を避けて頂くなどのご協力をお願い致します。

以上農政報告と致します。

議長

日程第7 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 7ページをお開き下さい。

【7ページ朗読】

議長

日程第8 議事参与の制限について
議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告1件、議案2件の審議に入ります。

議長

日程第9 報告第8号 農地利用集積計画の変更について、説明願います。

事務局長

8ページをお開き下さい。

報告第8号 農地利用集積計画の変更について

別紙の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告する。

令和5年7月20日提出

次のページをご覧ください。

平成26年2月総会提出の[]さんと[]、10ページは平成28年10月総会提出の[]と[]さん、11ページは同じく平成28年10月総会提出の[]と[]さんの賃貸借に係る計画を承認しておりますが、その後、道営農業農村整備事業北竜南1地区の用排水整備を実施するため、農地の一部売渡や買収があった為、面積と貸付料等が変更となりました。

筆数が多い為、変更内容を別紙とさせて頂いており、黄色の箇所の土地の面積が変更となっておりますのでご確認下さい。

以上で報告を終わります。

議 長

採決いたします。
番号5-売-17承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号5-売-17について承認いたします。

日程第10 議案第23号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については承認いたします。

日程第11 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて説明願います。

事務局長

14ページをお開き下さい。

議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて

令和5年7月18日付け北産農担号をもって北竜町長より照会のあった北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の一部見直しについて、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業委員会の意見を求められたので審議する。

令和5年7月20日提出

内容につきましては、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の一部改正法が施行されたことに伴う見直しとなっております。

（別紙により説明）

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第 11 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法に基づく北竜町農業
経営基盤強化促進基本構想の見直しについては承認と致します。

以上で第 7 回農業委員会総会を終了致します。